

船体識別番号等の塗抹許可申請について

1. 申請について

「船体識別番号等の塗抹許可申請書」(第十八号様式)に現在の船舶の状態を撮ったカラー写真(カラーにて、船体識別番号が表示されていた部位の位置が分かる船体の全体写真及び船体識別番号の部位の拡大写真の2種類の写真)を添付の上、当該船舶の所在地を管轄する運輸局・支局・海事事務所あてに提出してください(郵送可)。内容について確認する場合がありますので、連絡先のお電話番号を申請書備考欄に記入してください。

受付しました運輸局・支局・海事事務所において、船体識別番号の確認後、船体識別番号の取り外しを許可する「船体識別番号の塗抹許可書」、船体識別番号を取り付けすることを命じる「船体識別番号の打刻命令書」、取り付けされた船体識別番号の状況を報告いただくための「船体識別番号の打刻完了報告書」を交付します。

2. 船体識別番号取り付けについて

船体識別番号表示が「刻印」「リベット締め」等の打刻方法で出来ない場合は、別途入手していただきますシール貼り付けによる方法となります。

船体識別番号のシールは運輸局では、取り扱いをしておりません。(一社)日本マリン事業協会が委託販売をしておりますので、当ホームページ内の「日本マリン事業協会ご案内」をご参照の上購入してください。

(その際、「船体識別番号の塗抹許可書」及び「船体識別番号の打刻命令書」の写しの添付が必要です)

3. 船体識別番号の取り付け完了後について

船体識別番号の取り付けが完了しましたら、「船体識別番号の打刻完了報告書」に、船体に船体識別番号が表示された状態を撮った写真(カラーで、船体識別番号が表示された部位の位置が分かる船体の全体写真及び取り付けされた船体識別番号の部位の拡大写真の2種類の写真)を添えて申請を行った運輸局・運輸支局・海事事務所まで提出してください。

※こちらに申請書到達後、「船体識別番号の塗抹許可書」及び「船体識別番号の打刻命令書」の交付までには一週間程度かかります。

※手続きをスムーズに行うために、申請(郵送)頂く前に申請先にご連絡のうえ申請書をFAXしていただけると幸いです。

※簡単な手続きの流れ(シール貼り付けの場合)

申請(18号様式)→許可書等交付→日本マリン事業協会へラベルの申し込み(申請者が手続き)→シール購入→貼り付け→完了報告書提出→終了